

平成21年大阪市条例第35号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項から第3項まで、第10条第2項及び第3項、第14条、第20条第1項、第21条第3項及び第4項、第23条の2の3、第23条の2の5、第23条の2の6、第23条の3第1項並びに第23条の4中「市長が」を「市規則で」に改める。

第23条の7第2項中「、市長が定めるところにより」を削り、「市長が」を「市規則で」に改める。

第23条の8第1項及び第3項、第23条の9から第23条の11まで、第23条の14第2項及び第3項並びに第24条第2項中「市長が」を「市規則で」に改める。

第30条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表中

テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）	25型未満の大きさのもの1個につき	1,200円
	25型以上の大きさのもの1個につき	2,400円

を

「

テレビジョン受信機	ブラウン管式のもの	25型未満の大きさのもの1個につき	1,200円
		25型以上の大きさのもの1個につき	2,400円
	液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの	55型未満の大きさのもの1個につき	1,200円
		55型以上の大きさのもの1個につき	2,400円

に、「電気洗濯機」を「電気洗濯機及び衣類乾燥機」に改め、同条第3項中「市長が」を「市規則で」に改める。

第33条第1項、第33条の2第6項及び第34条中「市長が」を「市規則で」に改める。

第38条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。